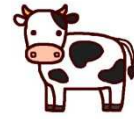


牛でもわかる〇〇の話

このコーナーでは、お薬や病気など、医療関係に関するキーワードについて、牛の花子と石田がなるべく分かりやすく解説していきます！



花子



石田

今回のキーワード：「医療費控除」



年末らしく慌ただしくなってきたわね。



年末はいろいろやらなければいけないことがあるしね。今年も病院にもたくさん行ったから、「医療費控除」の手続きもしないと。



えっ、「医療費控除」ってなに？



「医療費控除」とは・・・
自分自身や家族のために、その年の1月1日～12月31日までの間に、10万円以上の医療費を支払った場合に、一定の所得控除を受けることができる制度。 税務署へ確定申告することで、治療費の一部が戻ってくるよ。



あら、お得じゃない。知らないと損するわね。一体いくらぐらい戻ってくるのかしら。



戻ってくるお金（還付金）の目安は・・・

還付金の目安 = ①医療費控除額 × ②所得税率 で計算されるよ。



①医療費控除額、②所得税率ってなによ？



①医療費控除額
= 実際に払った医療費の合計 - 保険金などで補填される金額 - 10万円

②所得税率

課税される所得金額	税率
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	23%
900万円超 1,800万円以下	33%
1,800万円超 4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%



へえ、これはうれしいわ。
病院に行ったときの領収書や明細書は必ず保管しておかなきゃだめね。



そうだね。
逆に言うと、薬局で働く私たちは、領収済み印を押した領収書、明細書を
確実に患者さんに渡さなければいけないよね。



そう言えば、私この間、
インフルエンザの予防接種を受けたから、それも医療費控除の対象になるわよね？



えーと、インフルエンザ予防接種は、医療費控除の対象にはならないんだよね。。



なんでよ！医療費じゃない！



医療費控除の対象となるもの、ならないものが決まっているので、必ず確認してね。

	対象 ○	対象外 ×
治療 療養	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師に支払をした治療費・診療費・リハビリ費 ● 健康診断（異常が見つかり治療を前提としたもの） ● 治療のためのマッサージ・指圧・はり・きゅう・あんまなど 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 診断書の作成費用 ▲ 予防接種 ▲ 美容整形の手術代 ▲ 異常がなかった健康診断費用
歯科	<ul style="list-style-type: none"> ● むし歯治療・金歯・入れ歯など ● 歯科矯正（治療を目的としたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 美容を目的とした歯科矯正など
医療品	<ul style="list-style-type: none"> ● 医薬品（医師の処方箋により薬局で購入したもの） ● 市販の医薬品（病気・ケガの治療目的） ● 筋肉痛のシップ ● 薬局のニキビ薬 ● 弱視矯正メガネ 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 予防目的の医薬品 ▲ 育毛剤 ▲ 疲労回復・健康増進のためのビタミン剤・サプリメント
入院 通院	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通費（通院や入院のための電車・バスなど） ● タクシー代（電車・バスなどでの通院が困難なものや、心臓発作など緊急を要するもの） ● 松葉づえ・車いす（治療・通院目的） ● 保健師・看護師・准看護師などの費用（療養上に必要なもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ マイカー通院のガス代・駐車場代 ▲ 医師・看護師・付き添いへの謝礼金 ▲ 自己都合による差額ベッド代 ▲ 入院時の寝具・洗面用具・クリーニング代 ▲ 入院時のテレビ台・冷蔵庫代 ▲ 自己都合による一時帰宅の交通費
出産 不妊治療	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠中の定期検診・衆参費用 ● 助産師により分娩の介助費用 ● 不妊治療・人工授精などの費用 ● 流産してしまった場合にかかった費用 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 母体保護法の規定によらない中絶費用 ▲ 無痛分娩のための講座受講料
ほか	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師の指示でカウンセリングを受ける場合 ● おむつ（医師の証明がある場合） ● ケアハウス（医師の証明がある場合） ● 一人暮らしをしている子供の医療費 	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 医師の資格がない人のカウンセリング ▲ 通常のメガネ・コンタクト ▲ 補聴器 ▲ 転地療養のための費用 ▲ ペットの治療費用



今回は医療費控除について、ざっくりとしかお話しできなかったけど、
他にも、医療費10万円以下でも医療費控除が受けられる場合があったり、
いろいろな特例もあるので、詳しいことは税務署に確認してみてね。



そういえば、一つ伝えなければいけないことがあるの。
私、今年いっぱい売られることになったから、あなたと会うのはこれで最後なの。
今までいろいろ教えてくれてありがとうね。



えっ、そんな突然。。わかった、こちらこそ今までありがとう。